

【 投 薬 】

745 ビタミン剤（ビタミンB₁₂製剤を除く。）【内服薬】（急性腸炎等）
の算定について

《令和7年11月28日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するビタミン剤（ビタミンB₁₂製剤を除く。）【内服薬】の算定は、原則として認められない。

- (1) 急性腸炎、急性胃腸障害、胃腸炎、感染性胃腸炎
- (2) 感冒、上気道炎
- (3) 脱水症
- (4) 嘔吐症、下痢症
- (5) インフルエンザ
- (6) 眼精疲労

○ 取扱いを作成した根拠等

ビタミン剤は、厚生労働省告示*に「疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝異常であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合その他これに準ずる場合であって、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断したときを除き、これを算定しない。」と示されている。

上記(1)から(6)の傷病名は、ビタミンの欠乏や代謝異常が原因ではないことから、上記告示の要件に合致しない。

以上のことから、上記傷病名に対するビタミン剤（ビタミンB₁₂製剤を除く。）【内服薬】の算定は、原則として認められないと判断した。

(※) 診療報酬の算定方法